平成２８年（フ）第９９号
福岡市中央区草香江１丁目８番19―408号
破産者　山口美保子（旧姓奈良）
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２２号
福岡県大野城市上大利２丁目10番16号　スカイフィールド六番館102号
破産者　長　　勇次
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２３号
福岡県大野城市上大利２丁目10番16号　スカイフィールド六番館102号
破産者　長　智栄美
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４６号
福岡市東区千早４丁目６番15号
破産者　伊藤　昌代
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目30番17号
破産者　川畑　佑介
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３号
福島県郡山市台新２丁目27番30号
破産者　川村　　茜
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
新潟県南魚沼市吉里935番地、住民票上の住所横浜市青葉区美しが丘１丁目20番地　たまプラーザ団地５－４棟402号
破産者　林　　佳朗
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３７号
神奈川県藤沢市川名１丁目８番９号
破産者　石井　隆志
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０７号
川崎市川崎区日進町１番　サンスクエア川崎６号棟311号室、住民票上の住所横浜市鶴見区馬場３丁目12番19号
破産者　堀口登美子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０８号
川崎市川崎区日進町１番　サンスクエア川崎６号棟311号室、住民票上の住所横浜市鶴見区馬場３丁目12番19号
破産者　堀口　修一
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８８号
横浜市中区本郷町１丁目22番地３　グランリーヴェル横浜山手202号室
破産者　松本　雄作
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８４号
横浜市金沢区六浦南１丁目26番38号
破産者　西條　栄志
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１４号
金沢市末町13の66番地　県営住宅５棟22号、従前の住所金沢市小立野１丁目２番７号
破産者　石川　照子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦192―１、住民票上の住所兵庫県洲本市五色町鳥飼浦188番地
破産者　多田公美子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３号
奈良県御所市大字室915番地、開始決定時の住所奈良県御所市大字三室697番地の１
破産者　梅原回盛堂こと　梅原　昌子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６号
山口県岩国市門前町２丁目66番15号
破産者　國分　正之
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第５２号
宮崎県日南市春日町９番３号、開始決定時の住所宮崎県日南市中平野２丁目９番31号
破産者　髙原　治代
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第８６号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1001番地１　サニーコートＡ棟210号、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町姫城1001番地１　ジョウハイツＡ棟210号
破産者　西川　　治
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係